

WTO貿易円滑化協定(TF協定: Agreement on Trade Facilitation)について

- 1995年のWTO設立以来、初めて全加盟国・地域が参加して作成された新協定。ドーハ・ラウンド交渉の重要な成果の一つ。
- 2017年2月22日に発効。(全WTO加盟国(164カ国・地域)の3分の2(110カ国・地域)以上による受諾が協定の発効要件。2023年11月現在、156カ国・地域が本協定を受諾。)
※ 我が国は本協定の締結につき国会の承認を得て(2015年4月23日に衆議院で可決、同年5月15日に参議院で可決)、2015年6月1日、WTOへ通知。
- 協定は、貿易取引の時間とコストを削減し、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展を目指すもの。

経緯

- 2001年11月 :ドーハ・ラウンド交渉開始
- 2004年 7月 :交渉分野に「貿易円滑化」を追加
- 2013年12月 :WTO閣僚会議において貿易円滑化協定交渉妥結
- 2014年11月 :同協定をWTO協定に挿入するための改正議定書を採択
- 2017年 2月 :貿易円滑化協定が発効



2013年12月 閣僚会議(インドネシア・バリ)

協定の主な内容

※ 我が国は、協定が義務付けている全ての措置を既に実施。

(1) 各国が実施すべき措置

貿易規則の透明性の向上に関する措置

- ・貿易手続のインターネット公表
- ・貨物輸入前に品目分類等を教示する制度(事前教示制度)の導入 等

税関手続の迅速化・簡素化に関する措置

- ・貨物到着前の申告・審査やリスクに応じた審査の導入
- ・貿易関連手続のシングル・ウィンドウ化 等

(2) 開発途上国に係る協定実施上の優遇的取扱い

- ・協定の定める義務についての猶予期間を自ら設定できる
- ・先進国、国際機関等からの技術協力等を求めることができる 等

(3) WTO紛争解決手続きの適用 等



WTO事務局(スイス・ジュネーブ)

技術協力

- 開発途上国からの技術協力のニーズ。
- 我が国は、世界税関機構(WCO)等の関係機関とも連携し、開発途上国に対し必要な技術協力を実施。